

通達甲（交．免本．高）第8号

令和4年11月11日

存	続	期	間
---	---	---	---

関係所属長 殿

交通部長

運転技能検査実施要綱の制定について

〔沿革〕 令和5年3月 通達甲（副監．総．企．組）第3号

7年3月 同（交．免本．管1）第7号改正）

このたび、別添のとおり、運転技能検査実施要綱を制定し、令和4年11月13日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

運転技能検査実施要綱

第1 目的

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第3号イ若しくはハ又は法101条の4第3項の規定による運転技能検査（以下「検査」という。）の円滑かつ適正な実施を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

検査の実施については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）、東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号）、高齢者講習実施要綱（令和4年11月11日通達甲（交．免本．高）第6号）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 検査を行う者の指定

運転免許本部長（以下「免許本部長」という。）、府中運転免許試験場長、鮫洲運転免許試験場長及び島部警察署長（以下「免許本部長等」という。）は、免許本部長が別に定める基準に従い、自所属の職員の中から適任と認める者を検査を行う者として指定するものとする。

第4 検査内容及び実施方法

免許本部長等は、検査の実施について、次により実施するものとする。

1 実施方法

- (1) 実施体制に応じて、適正な人数で編成されたグループで行う方法のほか、受検者ごとに個別に実施することができるものとする。
- (2) 受検者一人当たりの走行時間は10分以上（ならし走行の時間を除く。）、走行距離は1,200メートル以上（ならし走行の距離を除く。）を確保すること。

2 実施場所

原則としてコースにおいて行うこと。ただし、コースにおいて実施することが困難な場合又は検査を島部において実施する場合は、各課題の設定の条件がコースとおおむね同等であり、かつ、安全性についての配慮を行った上で、道路その他適切な場所において行うこと。

3 車両の持ち込み

受検者の車両の持ち込みについては、身体の障害があることを理由に運転免許に条件を付されている場合等のやむを得ない事情があるときを除き、原則として認めないこと。ただし、受検者からの申出があり、車両の持ち込みによる検査を行うことについて、他の受検者の検査に支障がなく、かつ、安全性が確保される場合は、車両の持ち込みを認めることができるものとする。

4 事前説明

課題の実施前に、受検者に対し、別記様式第1の「運転評価票」の裏面を活用するなどして、道路交通法令に従った通行の方法や適切な運転方法について分かりやすく説明すること。

5 運転評価票の作成

検査の評価については、運転評価票を作成し、課題終了後の安全指導を行う際に必要に応じて受検者に示すなどして、指導に活用すること。

6 安全指導

課題終了後の安全指導については、受検者ごとに個別に行うこと。

7 検査の公正性の確保

ドライブレコーダー、車内カメラ等の録画装置等（一定期間、記録が保存され、検査後に映像及び音声を確実に確認することができるものに限る。）により、受検者の動静、検査員の採点状況等について記録し、検査の公正性を確保すること。

第5 運転技能検査受検結果証明書の交付

- 1 免許本部長等は、検査の成績が70点以上の者に対して別記様式第2の「運転技能検査受検

結果証明書」を交付するものとする。ただし、検査の成績が70点未満の者から申出がある場合は、運転技能検査受検結果証明書を交付するものとする。

- 2 免許本部長等は、運転技能検査受検結果証明書を交付した場合は、別記様式第3の「運転技能検査受検結果証明書交付（受払）簿」に記載し、その交付状況を明らかにしておくものとする。

第6 検査実施結果の報告及び登録

1 検査の実施結果の報告

- (1) 府中運転免許試験場長、鮫洲運転免許試験場長及び島部警察署長は、毎月、検査の実施結果を別記様式第4の「運転技能検査実施結果通知書」により免許本部長（高齢者対策課経由）に通知するものとする。
- (2) 島部警察署長は、検査を実施の都度、その実施結果を別記様式第5の「運転技能検査受検者通知書」により免許本部長（高齢者対策課経由）に通知するものとする。

2 検査の実施結果の登録

免許本部長は、検査を実施し、又は検査の実施結果の通知を受けた場合は、運転者管理業務処理要綱（昭和59年8月20日通達甲（交．免本．管）第16号）第2の2に定める運転者管理システムにより確実に登録するものとする。

(表)

別記様式第 1

運 転 評 価 票 (運転技能検査用)

評価日 年 月 日	受検者	検査員	確認者
--------------	-----	-----	-----

実施回数		課題	減点等の項目			点数
1回目	2回目			1回目	2回目	
		指示速度による走行	課題速度不履行			-10
		一時停止	一時不停止 (小)			-10
			一時不停止 (大)			-20
		右折	脱輪			-20
			右側通行 (小)			
			右側通行 (大)			-40
		左折	脱輪			-20
			右側通行 (小)			
			右側通行 (大)			-40
		信号通過	信号無視 (小)			-10
			信号無視 (大)			-40
		段差乗り上げ	乗り上げ不適			-20
補助ブレーキ等						-30
☐ 時間超過 ☐ 指示違反 ☐ 事故						-40

☐ 運転技能検査の中止☐ 普通自動車を運転することができる第二種免許保有

点数

点

(メモ)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4 とする。

(裏)

フリガナ		
氏 名		
生年月日	大正 昭和	年 月 日 (歳)

《車を運転する前の事前説明》

これから、一時停止や信号通過など、いくつかの課題を行っていただきます。それぞれの課題を走行するときだけでなく、全体を通して法令を守った安全な走行を行ってください。

- 1 走行速度を指示された区間では、指示された速度のプラス・マイナス10キロメートル毎時以内で走行してください。
- 2 一時停止の標識がある場合は、必ず停止線の手前で完全に停止してください。ブレーキペダルを踏むだけではなく、車を完全に停止させる必要があります。停止した際には、車の先端が少しでも停止線を越えてしまうことのないようにしてください。
- 3 右折や左折をする際には、車の一部であっても反対車線に入ってしまうことのないようにしてください。
- 4 信号は必ず守ってください。赤信号のときは、停止線の手前で完全に停止してください。この際も、車の先端が少しでも停止線を越えてしまうことのないようにしてください。
- 5 段差乗り上げは、アクセルペダルを踏んで段差に乗り上げた後、すぐにブレーキペダルに踏み換えて停止していただく課題です。

段差乗り上げの際には、段差に乗り上げたらずちにブレーキペダルを踏んで停止してください。

- 6 他の車などに衝突の危険がある場合には、検査員が補助ブレーキを踏むことなどがあります。

そのような交通事故の危険が発生しないよう、課題を走行するときだけでなく、全体を通して安全運転を心がけてください。

第

号

運転技能検査受検結果証明書

住 所

氏 名

殿

年 月 日生

上記の者は、年 月 日、に

において、道路交通法に規定する運転技能検査を受検
した者であることを証明する。

運 転 技 能 検 査 の 結 果	点
-------------------	---

- ☐ 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、
又は受けている者

<合格基準>

- ・ 下記以外の運転免許 → 70点以上
- ・ 大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許 → 80点以上

年 月 日

東京都公安委員会

運転技能検査受検結果証明書交付(受払)簿

[illegible]

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4 とする。

別記様式第4

通知（ ）第 号
 年 月 日

運 転 免 許 本 部 長 殿

長

運転技能検査実施結果通知書（ 月分）

結果別実施回数・受検者数							
実施 月日	車両別等	一 種		二 種			計
		70点未満	70点以上	70点未満	70点以上 80点未満	80点以上	
／	実施回数						
	受検者数						
／	実施回数						
	受検者数						
／	実施回数						
	受検者数						
／	実施回数						
	受検者数						
／	実施回数						
	受検者数						
／	実施回数						
	受検者数						
／	実施回数						
	受検者数						
／	実施回数						
	受検者数						
合計	実施回数						
	受検者数						

注1 実施回数欄は、その日に実施した回数を記入すること。

注2 実施回数欄及び受検者数欄は、必要により加え、又は削ることができる。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

運 転 免 許 本 部 長 殿

警察署長

運 転 技 能 検 査 受 検 者 通 知 書

番号	受 検 者		生年月日				性別	検査種類	検査場所及び番号		検査年月日				検査の点数
	氏名	免許証番号等	元号	年	月	日			検査場所	検査番号	元号	年	月	日	
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4 とする。